

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会

第2回保安検査規格審査 WG 議事録

日 時：平成25年2月15日(金)10:00～12:00

場 所：経済産業省別館5階 513共用会議室

○樋口補佐 お待たせいたしました。ただいまから、産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会第2回保安検査規格審査ワーキンググループを開催いたします。

本日は、委員10名中10名のご出席の予定でございますが、現在、7名の委員の方にご出席を頂いており、現時点でワーキンググループの定足数に達しております。

本日は、岡山県消防保安課長の野崎委員の代理として大田様にご出席いただく予定でございますが、遅れるという連絡を頂いております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。3枚目の資料に本日のワーキンググループの議事次第をお配りしてありますがその下に配付資料が記載してございます。

委員名簿、議事次第、そして、資料1～資料3、参考資料を配付いたしております。参考資料につきましては、第1回WGでお配りいたしました資料4と同じものでございます。

配付資料に不備等がございましたら、議事進行中でも構いませんので、挙手をしてお知らせいただければと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、小林座長にお願いいたします。

○小林座長 それでは、始めさせていただきます。

本日の審議には、技術的な事項についての説明が必要になると考えられますので、提案者である高圧ガス保安協会及びJOGMECにも説明者としてメインテーブルに同席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、前回議事録の確認を事務局からお願いいたします。

○秋田係長 資料1について説明させていただきます。

資料1の議事録でございますが、事前に委員の皆様へ配付し、ご意見を頂き、修正があるものについては修正をさせていただいております。

○小林座長 特に何かご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事録はご了解いただいたということで、公開の手続を進めさせていただきます。

それでは、議題に入ります。保安検査基準の審議について、最初に、第1回WG及び本年1月21日までに委員から提出されました液化石油ガス岩盤備蓄基地及び検査規格に関する質問、意見について、まず、提案者である高圧ガス保安協会からご説明をお願いいたします。

○説明者(高圧ガス保安協会) それでは、資料2でご説明させていただきます。

まず、第1点、「フェールセーフバルブの作動要件、技術基準の適用条項」でございます。フェールセーフバルブは、岩盤貯槽においては防液堤を設置しないため、コンビ則第5条第1項64の2号の二に、「金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに、安全に、かつ、速やかに遮断する措置」として設置されております。金属管が破壊に至る外力を受けた場合にフェールセーフバルブを開としている油圧パイプが同時に破損することにより、フェールセーフバルブは自動的に閉となります。この他、竖坑内のガス検知器等により漏えいを検知した場合には、計器室で手動により閉にします。

なお、緊急遮断弁につきましては、貯槽の第一フランジより下流側に、貯槽部と配管とを分離する目的でコンビ則第5条第1項第44号に基づき、別途、設置しております。

続きまして、「岩盤貯槽(特定設備)内の液面と界面のモニタリングについて、技術上の基準の位置づけ」でございます。

液面計は、貯液率97%以下(許可を受けた貯液率)であることの確認を行うため、コンビ則第5条第1項第33号に基づき設置されたものです。

界面計は、コンビ則第5条第1項第64号の2のイに規定されております水封機能を維持するための措置を構成する設備の一部でありまして、底水排水をコントロールするためのものでございます。

次に、「作業トンネル側のプラグの高圧法上の位置づけ」でございます。

作業トンネル側のプラグは特定設備の一部ですので、建設時に十分な強度と水密性を確認しております。また、プラグの状態につきましては、液化石油ガス岩盤貯槽の一部として水封機能によって健全性の確認を行います。

さらに、地表面より下部にある地下水位観測孔等にガス検知器を設置し、常時漏えいの監視をしております。

次に、「排水ポンプの技術基準上の位置づけ」でございます。

底水排水ポンプは高圧ガス設備ではございませんが、コンビ則第5条第1項64号の2で規定されております水封機能を維持するための措置を構成する機器でございます。このため、保安検査におきましては、底水排水ポンプを検査対象としております。

次に、「目視検査は、貯槽内部にガスが入った状態で行うのか」ということでございます。

貯槽内に液化石油ガスが入った状態でいろいろな目視検査を行います。

次に、「岩盤貯槽の気密性能の判断基準」でございます。

コンビ則第2条第1項第9の2号におきまして、岩盤貯槽は周囲に作用する水圧(水封機能)により液化石油ガスの漏えいを防止するものと定義されております。液密・気密性能が維持されている水封機能の条件につきましては、事前評価において承認されております。水封機能の設計条件が維持されていることは、地下水位、湧水量及び間隙水圧により確認いたします。

また、貯槽の一部であります金属管は、第一フランジへの発泡液の塗布による確認及び配管堅坑内のガス探知機により常時漏えいの監視をするとともに、水面の状況(連続した気泡の有無)の確認も行います。

次に、「保安電力等のただし書き(余裕電力)について、記載の仕方がおかしいのではないか」ということでございます。

コンビ則第5条第1項第50号の技術基準は、経済産業大臣が定める設備(液化石油ガス岩盤貯槽に特有のものとしては、水封機能を維持するための措置に係る設備)が停電等により当該設備の機能が失われることのないような措置を求めておきまして、波方の液化石油ガス岩盤貯槽におきましては、水封機能を維持するための設備の排水ポンプを駆動するための予備電力の確保が困難で、当該技術基準の詳細技術基準である例示基準を用いることができないため、ポンプ駆動の動力の確保のかわりに、湧水を貯蔵する余裕空間を設けて対応することにつきまして、『「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23 原院第3号)」3.に規定する協会による事前評価』(以下「事前評価」という。)を受けた詳細技術基準が適用されております。

次に、「ケミカルアンカーの検査方法は当該検査方法で十分か」ということでございます。

現在は液化石油ガス岩盤貯槽以外の貯槽はございませんが、液化石油ガス岩盤備蓄基地に液化石油ガス岩盤貯槽以外の貯槽を設置する場合、コンビ則第5条第1項第23号が適用されまして、貯槽は基礎に緊結する必要がございます。この緊結の方法としてケミカルアンカーを使用する場合には、当該技術基準の詳細技術基準である例示基準(9. 高圧ガス設備の基礎の8. 2)の例によれませんので、事前評価を受けた詳細技術基準が適用されています。当該事前評価の中でケミカルアンカーの耐久性について問題ないことを確認しております。なお、液化石油ガス岩盤貯槽ではケミカルアンカーは使用してございません。

続きまして、「貯槽の規定要領に満たない状態での貯槽の安定性について検査は必要ではないか」ということでございます。

LPGの液を受け入れます前にLPGのガスで貯槽内圧を上げていますので、貯槽内圧がほぼ一定であり問題はないと考えております。作業時の受け払いによる貯槽内圧の変化も小さいと考えております。

す。

次に、「プラグに関する保安検査は必要ではないか」ということでございます。

プラグを含めまして岩盤貯槽の気密性能の検査としましては、水封機能を維持するための措置により確認いたします。

次に、「静電気対策」でございます。

地上設備には一般的に行われている静電気対策を実施しております。ポンプ類が収納されている金属管は配管竪坑内にあり水で覆われております。また、地下設備のポンプは水冷式であり、モーターの周囲は水で覆われているため、静電気の影響は受けません。

次に、「地殻変動のモニタリングの必要性」についてでございます。

岩盤備蓄基地の地下空洞部分は、活断層、膨張性地山、高温岩体等の位置を避けて堅固な岩盤中に建設されております。地殻変動等により亀裂が生じたような場合には、透水性が変化することにより供給水量及び湧水量にも変化が生じるため、これらを監視することで近くに生じた変化を把握することは可能であると考えてございます。

加えまして、自主的なものではありませんが、AE(アコースティックエミッション:材料が変形あるいは破壊する際に、内部に蓄えていた弾性エネルギーを音波として放出する現象)等を利用した岩盤の挙動の監視を行ってございます。

次に、「附属書Gの「ホットボルティング」は削除してよいのではないか(平成21年度第1回2009/6/25議事録において同じ指摘あり)」ということでございます。

ご指摘のとおり、保安検査基準等検討分科会(平成21年度第1回分科会)におきまして、当時建設中の岩盤備蓄基地では、ホットボルティングを行う必要のある設備がないことから、「ホットボルティング」は削除することといたしました。将来的に地上部の設備で使用する可能性もあったことから、当該箇所を当初の記載のとおり残すことといたしました。その経緯につきましては議事録には残っておりませんが、平成21年度第2回保安検査基準等検討分科会において説明を行い、それ以降、その内容で審議が行われてきたものでございます。

以上でございます。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、追加的なご説明はございますでしょうか。

ご説明で了解ということであればそれに関連したご発言は不必要だと思いますが、再質問あるいは疑義があるということであれば。

○吉川委員 資料2で質問の回答は入っているのですが、「対応の方向性」という表題とあっていな

いのではないか。

この資料を読み解くと、コンビ則ではこういう規定があり、現行の保安検査基準ではこうなっている。そして、質問はこれこれこういう内容で、例えば1番目だったら、十分安全だと思うので現行のままやらせていただきたいということですよね。

○説明者(高圧ガス保安協会) そうです。

○吉川委員 そういう対応で見ると、一番最後の辻先生のところにだけはそういう文言があるのだけれども、他は、質問の回答ではあるのだが、どういう対応をするかというのがいま一つわからないので、でも、全般的に言うと、今申し上げましたように、現行のままで行かせていただきたいと、そういうことでよろしいんですね。

○小林座長 ご指摘のとおりです。規制上、問題がないということをはっきりさせたいという意図だと思います。今まで全部このような答え方をしてきたということで、今後は、質問に対しては、まず回答をして、規制上はこうなっていますと。だから、ご質問に対しては、今の規制や作った基準に問題はありませんと。そういうふうにお答えするというように、今後、やり方を変えるという方向を検討させてください。ここで全部やると非常に大変なことになりますので。

それから、「方向性」という言葉は、ここで「こういう答えでよろしいですか」ということを皆さんにお諮りしていると、そういう意図ですね。

○福原補佐 はい、そういう意図です。

○吉川委員 なるほど、回答としてこれでよろしいかと。

○小林座長 はい。それが「方向性」という言葉だろうと思いますが、それも適切ではないと思いますので。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、吉川委員からご指摘いただいた件は、今後の改善事項として検討をさせていただきますということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次に、保安検査基準の評価書の案について、資料3のご説明を頂きたいと思います。

これは第1回及び1月21日までに頂いた委員からのご意見を踏まえて、事務局で 岩盤備蓄基地の保安検査方法の評価書の案、イメージを作成しました。その審議をこの席でお願いしたいと思います。そして、以下は審議事項になりますので、分割してご意見をお伺いしていきたいと思います。

最初に、1. 初めに、2. 岩盤備蓄基地保安検査規格の本WGへの付議について、この2つにつきまして、まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○秋田係長 それでは、資料3に基づき説明させていただきます。

まず、3ページの1. 初めから説明させていただきます。

(1)高圧ガス保安法に基づく保安検査の方法について

高圧ガス保安法(以下「法」という。)では、法第8条第1項第1号で、第1種製造者が設置する製造のための施設の位置、構造及び設備に関する技術上の基準(以下「技術基準」という。)を定め、法第5条第1項に基づく製造施設の許可の時には、設置する施設が当該技術基準に適合していることを都道府県知事が確認して許可を行うほか、施設の設置後は、法第20条で規定する完成検査、法第35条で規定する保安検査の際に、都道府県知事が当該施設に関して技術基準への適合状況を確認することとなっている。また、第1種製造者に対しては、法第11条第1項で製造施設について当該技術基準の遵守義務を課している。

法第35条に基づく保安検査の方法については、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則の各省令の別表で保安検査の方法を定めている施設等を除き、「保安検査の方法を定める告示(以下「平成17年経済産業省告示第84号」)(以下「保安検査告示」という。)で指定された民間団体等が策定した保安検査規格を保安検査の方法としている。

(2)民間団体等が策定した保安検査規格を保安検査の方法として保安検査告示で指定するまでの手続について

民間団体等が策定した保安検査規格を保安検査の方法として保安検査告示で指定する際は、従来は総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会による保安検査規格の審査・評価を行って、妥当と判断された保安検査規格について保安検査告示に指定してきた。

平成24年9月19日に原子力安全保安院が廃止され、高圧ガス保安法の所掌する部署として新たに経済産業省商務流通保安グループ内に高圧ガス保安室が設置され、また、民間機関から提案された保安検査審査・評価を行う審議会組織についても、平成24年11月28日に産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会に設置が承認された保安検査規格審査ワーキンググループ(以下「WG」という。)が設置された。こうした経緯を踏まえ、民間団体等が策定した保安検査規格については本WGにおいて審査・評価を行い、妥当と判断された保安検査規格について、保安検査告示に指定することとなった。

(3)液化石油ガス岩盤備蓄基地の保安検査の方法の申請について

平成24年11月19日に高圧ガス保安協会ガス保安協会(以下「協会」という。)から経済産業大臣宛てに、「KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係の保安検査基準)」(以下「岩盤備蓄基地保安検査規格」という。)を策定し、本保安検査規格を保安検査告

示において、保安検査の方法として指定することを希望する旨の申請があった。

高圧ガス保安室において、当該申請書の内容を確認し、本WGに付議し、保安検査の方法として妥当かどうかについて審査・評価を行うこととした。

(4)本WGにおける審査・評価の経過

①本WGの審査・評価の手順、視点について

平成24年12月28日に開催された第1回WGにおいては、「産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会保安検査規格審査ワーキンググループの運営について」(以下『「WGの運営について」』という。添付資料1)について審議を行い、民間団体から申請を受けた規格を保安検査の方法として指定するための、審査・評価の手順、視点について了承を得た。

②本WGにおける岩盤備蓄基地保安検査規格の審査・評価

平成24年12月28日に開催された第1回WG及び平成25年2月15日に開催された第2回WGにおいて、「WGの運営について」に基づき審査・評価が行われ、保安検査規格として妥当であるという評価を得た。

本評価書は、その経過及び内容をまとめたものである。

<WGにおける審査・評価の経過>

○平成24年12月28日 第1回WG

1)本ワーキンググループの位置付け、運営について

2)KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)の審査・評価

3)今後のスケジュール

○平成25年2月15日 第2回WG

1)第1回保安検査規格審査WGの議事録について

2)KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)の審査について

3)KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)の評価書(案)について

2. 岩盤備蓄基地保安検査規格の本WGへの付議について

(1)岩盤備蓄基地保安検査規格を本WGに付議するに当たり、高圧ガス保安室において、「WGの運営について」の2.(1)の事前確認項目①から⑥の事項について以下のとおり確認した。

①学協会等公的な性格を持つ民間機関(社団法人等)が検査規格を策定している。

当該検査規格は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づき設立された民間法人「高圧ガス保安協会」が策定している。

高圧ガス保安協会は同法により「高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。」(法第59条の2)とされており、具体的には、定款当に基づき、①高圧ガス保安に関する調査研究、②法定された保安に関する講習、③高圧ガス容器等に対する検査等の公益に資する業務を行っている。また、同協会の会員として、主要な高圧ガス製造事業者、販売事業者、指定保安検査機関及びこれらの全国団体が網羅的に含まれている。

したがって、規格策定機関は公的な性格を持つ民間機関であり、確認項目「①学協会等公的な性格を持つ民間機関(社団法人等)が検査規格を策定している。」に該当する。

②検査規格が一般に入手可能である。

規格策定後、高圧ガス保安協会HPに規格本部を掲載するとともに、実費で頒布することを予定している。これにより、確認項目「②検査規格が一般に入手可能である。」に該当する。

③高圧ガス保安の分野における中立的な学識経験者及び検査規格の対象となる関係業界団体の技術部門の代表者がそれぞれ一定の割合以上含まれた委員会で検査規格が審議・検討されている。

高圧ガス保安協会に設置された技術委員会メンバー16人のうち、10人が中立的な学識経験者であり、6人が技術者、消費者代表、業界の技術部門の代表者等である。

また、技術委員会の承認を得て設置される高圧ガス規格委員会も学識経験者、ガス製造事業者、ガス販売業者、エンジニアリング事業者、検査機関、行政機関で構成されている。

さらに、高圧ガス規格委員会の承認を得て設置された岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会についても、学識経験者、ガス製造事業者、設備製造者、エンジニアリング事業者及び行政機関で構成されている。

これらにより、確認事項「①高圧ガス保安の分野における中立的な学識経験者及び検査規格の対象となる関係業界団体の技術部門の代表者がそれぞれ一定の割合以上含まれた委員会で検査規格が審議・検討されている。」に該当する。

④検査規格を策定した委員会の議事及び議事録が公開されている。

本保安検査規格が審議・検討された、岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会の9回の議事録及び3回の高圧ガス規格委員会の議事録は作成され、協会ホームページで公開されている。

これにより、確認項目「④検査規格を策定した委員会の議事及び議事録が公開されている。」に該当する。

⑤提案された検査規格と、高圧ガス保安法省令（一般則、コンビ則、液石則又は冷凍則）及び既存検査規格との関係が明確に示されている。

本保安検査規格は、高圧ガス保安法省令のうち、コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）に技術基準が定められている液化石油ガス岩盤備蓄基地に関する保安検査の方法を定めたものであり、協会申請書資料6及び資料5により、コンビ則の技術基準と保安検査の方法が対応がとれていること、また、他のコンビ則適用施設の保安検査の方法『(KHK S 0850-3(2011))』との関係も明確に示されていることが確認できる。

これにより、確認項目「⑤提案された検査規格と、高圧ガス保安法省令及び既存検査規格との関係が明確に示されている。」に該当する。

⑥検査規格策定の審議過程において、パブリックコメントが実施されており、パブリックコメントにより寄せられた意見及びその意見に対する対応が公表されている。

本検査規格の審議過程において、平成24年4月23日から平成24年5月23日までの間、パブリックコメントが実施され、意見がなかったことを高圧ガス保安協会のホームページに公開されている。

これにより、確認事項「⑥検査規格策定の審議の過程において、パブリックコメントが実施されており、パブリックコメントにより寄せられた意見及びその意見に対する対応が公表されている。」に該当する。

(2) 確認結果

(1)のとおり、平成24年11月19日付で協会から経済産業省に提出された岩盤備蓄基地保安検査規格は、「WGの運営について」の2.(1)の事前確認項目①から⑥までの各項目に該当することを確認した。したがって、本検査規格は、WGに付議するための要件を満たしていると判断した。

(3) WGにおける確認

上記(2)の確認結果については、第1回WGにおいて確認した。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

何かご指摘はございますでしょうか。

○吉川委員 5ページの③ですが、中立的な委員が16人のうち10人いるという下りですけれども、後半のほうの「6人が技術者、消費者代表、業界の技術部門の代表等である」という、このところがちょっと読みにくくて、「技術者」と「業界の技術部門の代表者」というのは違うのですか。

○小林座長 これはKHKからご説明をいただけますでしょうか。

わからないですか。

昔は業界団体の代表者だった方で、技術者としてはかなりレベルの高い方で、既に高齢でその団体の代表者を外れた方が、個人として特にお願いして委員に加わっていただいています。私の理解ではそうなのですが、KHKとしてはそれでよろしいですか。

○説明者(KHK) 結構です。この文書自体は保安室さんのものですが、多分、小林先生の仰られるとおり、現役の方と、リタイアされて個人事務所のようなのをやっている方がいらっしゃいますので、その書き分けかなど。我々も推測になってしまいますけれども。

○福原補佐 そのとおりでございまして、直接企業に属している方がまさに企業の方で、そして、企業OBもしくは個人事務所等を開かれている方については「技術者」という表現にしております。

○吉川委員 ここは区別する必要はありますか。「10人对6人」というのを書けばいいだけですから。

○川原室長 「6人は消費者代表、業界の技術部門の代表者等である」と、それだけ書くということです。

○福原補佐 はい、修正をさせていただきます。

○小林座長 中立的な学識経験者というのは、例えば、私が大学に所属していたら中立的な学識経験者なのだけでも、大学をやめて、名誉教授ですといったときに——同じだと思うのです。企業の方で非常に技術力のある方が、企業をリタイア、あるいは団体をリタイアされて、けれども学識経験者としてというのは、大学をやめた人も企業をやめた人も同じだろうと思うのです。

ですから、これも検討事項にさせていただきませんか。

○吉川委員 はい、わかりました。

○小林座長 でも、「中立的」だから、ここに入れてしまっても解釈としては構わないし、大学とか団体とか企業とかと余り区別する問題ではなくて、要するに、個人的に第三者の立場からきちんと物を言っていた方、そういうことだろうと思います。ですから、これも宿題にさせてください。今の中身はご説明したとおりで、今後、この表現は規格を変えなければいけないという問題になりますので。

ですから、検討事項ということで、吉川先生、よろしいですか。

○吉川委員 はい。それから、もう一つ、細かい話ですが、基準の表記の仕方といいますか、これだと、「KHK/JOGMEC S 0850」となっていますよね。多分、「JOGMECS」と読めるから空白を入れたのだと思うのですけれども、ここの書き方は、通常は「KHKS」でワンワードにしていまらなかったか。

○説明者(KHK) 「KHKS」になっております。

○吉川委員 だから、後ろの方に、例えば、6ページの中ほどに、「他のコンビ則適用施設の保安検

査の方法『KHK S0850』と、これでワンワードになっているんですね。そんな形式で「KHK S」は整理されているとされていて、これも検討事項になってしまうかもしれませんが、表記方法を統一して、例えば、今は「KHK / JOGMEC」とありまして、似たようなので、例えば、これも立ち切れになってしまわずけれども、「KHK JAMA」とか「KHK JARI」とかがあり得るわけですね。そういったときの表記の仕方を統一的に考えていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思いました。

○小林座長 今を確認しますと、正式な表記何ですかと。

○説明者(KHK) 先ほどちょっと間違えました。単独での規格は「KHK S」とくっついております。ただ、既にKHKとの共同規格があるのですが、その表記がこれと同じように、「KHK / KHK S」というのがあって、それに今回も倣ったということでございます。

○小林座長 それはKHKのルールとしてそうしていますと。ですから、Sの間にスペースを入れているわけですね。

○説明者(KHK) そうです。先ほど先生が仰ったように、JOGMECとSがくっつかないように区別するためにそうやっているのですが、そこはちょっと曖昧かもしれません。

○小林座長 これはよろしいですね。KHKのルールですという表示ですから。

○吉川委員 まあ、いいですけども、読みにくいというのがあります。

○小林座長 趣旨としては、共同規格なんですね。だから、2つの名前があって、Sが独立していると。それは表記としては意図したとおりの正しい表記なのだと思います。

よろしいですね。

○吉川委員 はい。

○小林座長 もしそれに対して異論があった場合は、吉川先生はKHKに言ってください。

○吉川委員 「KHK S ○○」と書いていただいたほうが統一感があるかなと思ったものですから。

○小林座長 他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○大谷委員 これも細かい話ですけども、5～6ページに、「高圧ガス保安協会」とちゃんと書いてあるところと、「協会」と約してあるのが混在しているので、どちらかに……。

○福原補佐 統一させていただきます。すみません。

○小林座長 法律の中に書かれているのは「協会」という書き方があるのですが、そうではなくて、ここの文章として両方混在していますので、ご指摘のとおりで、これはチェックさせていただきます。

○福原補佐 はい、整理させていただきます。

○小林座長 あとはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、次に、7ページの3. 岩盤備蓄基地保安検査規格の審査・評価についてのご説明を引き続いてお願いします。

○福原補佐　それでは、資料3、7ページですが、この3. のところの章は、基本的にこのワーキングで質疑応答を全部載せようということ考えているところでございます、(1)は第1回WGで行ったことについて記載しております。

読み上げさせていただきます。

第1回WGですが、「WGの運営について」の2. (2)の①から④の観点で審査・評価を行うため、協会から、液化石油ガス岩盤備蓄貯槽に関する説明(第1回WG参考資料3)及び協会から申請書(第1回WG資料4)に従い本検査規格の内容について説明を行い、質疑応答が行われた。

また、平成25年1月21日までに、本検査規格に関する質問、意見を提出するよう委員に依頼し第1回WGは閉会となった。

参考として、この「WGの運営について」の評価の観点は、四角の枠で別掲をさせていただいています。この「WGの運営について」は、報告書には最後の3枚紙で添付しております。

(2)ですが、第1回WG及び1月21日までに委員から頂いた意見で、それにつきましては、2名の委員から本検査規格に関する意見が提出されたという事実を述べております。

(3)はまさに今日の第2回WGでございますが、そこでの質疑の内容を記載しようと思っています。

最初に、第1回WG及び平成25年1月21日までに委員から提出された質問及び意見について、協会及び事務局から説明を行いました。これは先ほどの資料2に関する事項でございます。

この意見と質問につきましては、i)液化石油ガス岩盤備蓄基地の技術基準に関する質問や意見に関する部分、ii)液化石油ガス岩盤備蓄基地の保安検査の方法に関する意見や質問、iii)その他の質問、これらに分類することができましたので、その意見及び質問をその分類ごとに区分けして質問の内容と回答を書かせていただいております。

基本的にはこれは若干違うところがあるのですが、資料2に書かれていることをそのままバサバサと切り張りをしてつけさせていただきますので、ここは読み上げは割愛させていただきます。

構成としてはこういう形でして、先ほどの資料2の議論で指摘された最後の方向性のような課題もございましたが、そこもし書く必要があるのであれば、方向性の具体的な対応もこの中に書き込めという話でございましたら、検討させていただきたいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○小林座長　ありがとうございました。

それでは、先ほどの質問に対する回答のところと全く重複した中身ですが、ご質問、ご指摘がござい

ましたら、どうぞお願いします。

○吉川委員 これも書きぶりがわかりにくいというのが感想で、どこがかといいますと、a)、b)、c)でそれぞれ質問に相当するようなものを書かれているわけですね。後半の部分の、例えば、10ページのa)、b)、c)については質問の内容がそのままダイレクトに書かれていますが、前半部分は、質問の具体的な中身というよりも、それを分類するとかいうことに関連しているという、その仕分けの部分が書かれていて、具体的な質問がちょっと見にくいなと思いました。どっちのほうがいいのか……。

質問に対する回答という形でも、統一してしまうなら、質問の内容に準じたような書き方のほうがよろしいのではないかなと思いました。

○福原補佐 a)とかアルファベットで片括弧で書いているところは、もうちょっと質問の内容をちゃんと書けばいいという趣旨でよろしいでしょうか。

○吉川委員 はい。

○福原補佐 わかりました。そこは修正させていただきたいと思います。

○小林座長 ご指摘は、例えば、7ページの一番下のa)だと、「フェールセーフバルブの作動要件、技術基準の適用条項について」という記述なんですね。けれども、他のところでは、例えば、9ページの一番下のf)だと、「……必要ではないか」という疑問形ですね。そういうご指摘だということで、吉川委員、よろしいですか。

○吉川委員 はい。先ほどの資料にもそんな感じで出ているんですけども。

○小林座長 それでは、事務局で統一を図っていただくということで。

それで、7ページの今のa)の上の「※以下の斜体部分は、第2回WGの審議によって変更がある部分。」というのは、この席で何かご意見があったら変えるかもしれませんが、そういう意味ですね。

○福原補佐 そうです。

○小林座長 だから、これはいずれは削除される文面という意味ですね。

○福原補佐 はい。

○小林座長 吉川委員に確認ですが、先ほどのご発言で、今の「について」とか「ですか」というのは統一して直しますということで処理しますけれども、質疑応答のスタイルが極めて悪いから今後改善しなさいということは、ここに書いたほうがよろしいですか。

○吉川委員 いえ、こういう書きぶりだと多分こういう内容でいいと思うのです。こういう質問がありましたと。そして、その質問に対するダイレクトな回答はこうですと。それを並べていただくのはこれで結構なのですが、その後に、このような質疑応答を受けて、この書類の一番核になるところだと思うのですが、評価としてはどうなったとか、この後の対応としてはこうしたと、そういうことを総括してまとめてい

ただければいいんじゃないですか。

○小林座長 ここではなくて、別のところでね。

○吉川委員 はい。

○小林座長 わかりました。

それから、基本的には審査書にはこういう書き方で構わないと。そして、ご説明用の質疑応答表のさっきの資料、ああいうのではもう少し工夫が要りますねと、そういうご指摘と理解してよろしいですね。

○吉川委員 はい。

○小林座長 あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。10ページの下の4. WGにおける岩盤備蓄基地保安検査規格の評価です。

これは変ですね。さっきのは「審査・評価」で、この「評価」は要るんですか。「審査」だけでいいですか。その修正も、これから皆さんにご意見を頂く中に含めさせていただきまして、4. の評価についてご説明をお願いしたいと思います。(1)及び(2)は事実関係、(3)は今日の審議事項ですが、全部一緒にご説明でよろしいですね。では、お願いいたします。

○福原補佐 では、10ページ、4. のところをご説明させていただきます。

4. WGにおける岩盤備蓄基地保安検査規格の評価

第2回WGにおいて、「産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会保安検査規格審査ワーキンググループの運営について」、2. (2)①から④の観点で本検査規格について評価を行いました。

その観点につきましては、以下に、①、②で書かせていただいております。

11ページですが、「以下に、その視点毎の評価の詳細について記述する。」ということでまとめています。

ここから下につきましては、今日の議論を踏まえて修正をするということで、これで決まりというわけではございません。

まず、(1)検査規格策定のプロセスが、公正・公平・公開を重視したものであること。

この観点につきましては、検査規格策定のプロセスが、公正・公平・公開を重視したものであることについては、本WGに提案を付議する前に高圧ガス保安室において実施した2. (1)の調査(以下「事前調査」という。)について高圧ガス保安室から説明し確認を行いました。この部分に該当するところは、2. (1)③、④及び⑥の観点だと思っています。

次に、第1回WG終了後、3. (3)のとおり、委員から、保安検査規格附属書G. 3b)に記載されている「ホットボルティング」について、平成21年6月25日に開催された第1回平成21年度岩盤備蓄

基地に係る保安検査基準等検討分科会の議事録では削除することでまとめられていたが、現在も「ホットボルティング」の記載が残っている旨の指摘が提出された。

本指摘に関しては、第2回WGにおいて、協会から、第1回平成21年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会終了後に事務局で検討したところ、将来に地上部の設備で使用する可能性があることから残すこととし、第2回平成21年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会において説明し、附属書Gに掲載したまま審議を行っていたこと、ただし、議事録にはその旨を記載していないとの回答があった。

この点で、当該分科会の運営に不備があると考えられる。このため、現在、協会において、分科会委員にホットボルティングの記載を残すことの是非について、確認を行っているところ。ホットボルティングの記載を残すことについて合意が得られた場合には、検査規格策定のプロセスが公正・公平・公開を重視したものと認められることとする。ただし、合意が得られない場合には、保安検査規格のうち、ホットボルティングについては採用しないこととするということで、評価をしたいと思っております。

(2)技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。

技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていることについては、第1回WGにおいて事前調査について高圧ガス保安室から説明し確認を行った(本評価の視点に該当する部分は、2.(1)⑤)。

本視点に関しては、3.(3)のとおり、第1回WGにおいて、委員からコンビ則第5条第1項第50号に対応する、保安検査の方法「5.2.2 保安電力等」中、「ただし、岩盤貯槽(特定設備)の水封機能を維持するための措置に係る設備のうち、底水排水ポンプの保安電力等を余裕空間で対応する場合は測定とし、5.2.3.3とする。」という表記について、保安電力等の技術基準に対応する検査方法としては適切ではないのではないかと指摘があった。

当該指摘に対しては、①第1回WG及び第2回WGにおいて、コンビ則第5条第1項第50号の技術基準は、経済産業大臣が定める設備(液化石油ガス岩盤貯槽に特有のものとしては、水封機能を維持するための措置に係る設備)が停電等により、当該設備の機能が失われることのないよう措置を求めていること、②波方の液化石油ガス岩盤貯槽については、水封機能を維持するための設備の排水ポンプを駆動するための予備電力の確保が困難で、当該技術基準の詳細基準である例示基準を用いることができないため、ポンプの駆動動力の確保の代わりに、湧水を貯槽する余裕空間を設けることで、『「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(平成13.03.23 原院第3号)」3.に規定する協会による事前評価』(以下「事前評価」という。)を受けた詳細技術基準が適用されていること、について協会から説明し、規格のとおりで承認を得た。

このため、本検査規格は、技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていると認められる。

(3)検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目ごとに、具体的な手法や仕様が示されており、その結果、1の対象設備について具体的な1の検査方法が疑義なく決定されること。

本項目に関しては、協会申請資料の資料6「コンビ則条項と対応する検査項目」及び資料5「高圧ガス保安省令及び既存検査規格との関係を示した資料」を用いて確認を行った。

検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されており、その結果、1の対象設備について具体的な1の検査方法が疑義なく決定されていると認められる。

(4)検査規格項目毎に示された具体的な手法や仕様について、それが審査時点で最も合理的かつ科学的なものであって、技術的に妥当なものであると判断されること。

本検査規格は液化石油ガス岩盤貯蓄基地の課されるコンビ則の技術基準の適合性を保安検査で確認するための方法である。このため、液化石油ガス岩盤貯蓄基地に含まれる液化石油ガス岩盤貯槽(地下貯槽から地上の第1フランジまで)に係る技術基準と、液化石油ガス岩盤貯槽以外の地上部の設備に係る技術基準に対応した保安検査の方法が規定されている。

液化石油ガス岩盤貯槽以外の地上部の設備については、既存のコンビ則の保安検査規格である「KHKS 0850-3(2011)保安検査基準」の保安検査項目を引用している。「KHKS 0850-3(2011)保安検査基準」は、平成23年10月14日の総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会において、保安検査の方法として妥当である旨の評価を受けている。このため、液化石油ガス岩盤貯槽以外の地上部の設備に係る技術基準に対応した保安検査の方法については、検査規格項目毎に示された具体的な手法や仕様について、それが審査時点で最も合理的かつ科学的なものであって、技術的に妥当なものであると判断される。

このため、本項目については、以下の液化石油ガス岩盤貯槽のみに適用される技術基準に対応した保安検査の方法に限定して評価を行った。

具体的に評価を行った表としましては、

コンビ則の技術基準第5条第1項第24号、保安検査基準案としましては、「3.2 耐震設計構造」

第5条第1項第18号、「4.3 高圧ガス設備の気密性能」

第5条第1項第50号、「5.2.2 保安電力等」

第5条第1項第64号の2 八、「6.11 金属管の腐食防止措置」

第5条第1項第64号の2 ニ、「6. 12 金属管の漏洩遮断措置」

第5条第1項第64号の2 ホ、「6. 13 金属管地上部分の破損防止措置」

第5条第1項第64号の2 ロ、「7. 水封機能を維持するための措置」

具体的評価は、第1回WGにおいて、協会から申請書類資料7(参考資料3)に基づき、保安検査の方法の設定の考え方に関する説明後の質疑及び平成25年1月21日までに委員から提出された質疑を踏まえ、保安検査の方法に対する質問・意見があったものについて、確認を行った。

「3. 2 耐震設計構造」、「4. 4 高圧ガス設備の気密性能」、「5. 2. 2 保安電力等」については、保安検査の方法として妥当かどうかに関する意見であったため、第2回WGにおいて検討を行った。

以下にその内容を示します。

①3. 2耐震設計構造について

保安検査規格では、液化石油ガス岩盤備蓄基地の耐震設計構造物のアンカーボルト等の保安検査の方法は、目視で検査が可能な部分に限り、目視検査を行うこととなっている。今回審査・評価を行う保安検査規格は、液化石油ガス岩盤備蓄基地の保安検査方法であり、液化石油ガス岩盤貯槽、地上設備の耐震設計構造部物である配管、貯槽等には、ケミカルアンカーは使用されておらず、使用される計画もないため、保安検査の方法としては妥当である旨了承された。

②4. 4 高圧ガス設備の気密性能について

作業トンネル内には内圧よりも高い水圧がかかっていることから、万が一プラグが損傷してもガスが漏洩する可能性は極めて低いため、プラグ側のガス漏洩の確認の必要はない。

なお、保安審査規格では、配管堅坑内の配管のガスの漏洩を確認するため、気密性能の確認方法として、配管堅坑内の水面の状況を確認することとしている。

このため、保安検査の方法として妥当である旨了承された。

③5. 2. 2 保安電力等について

本検査方法の記載は、前段は、停電時の代替電力に関連する設備の検査方法を規定しており、ただし書の検査の方法は、停電時等により電力を喪失したとしても水封機能を維持できる措置(余裕空間)の検査方法を規定している。

このため、保安検査の方法として妥当である旨了承された。

以上の議論を踏まえ、本検査規格は、検査規格項目毎に示された具体的な手法や仕様について、それが審査時点で最も合理的かつ科学的なものであって、技術的に妥当なものであると認められる。

以上でございます。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、非常に重要な審査の一番ポイントとなるところでございますので、十分なお意見、ご審議をいただきたいと思っております。

10ページの下の方からです。これは具体的には、(1)～(4)まで中身がございまして、それぞれ個別にご意見をお伺いしたいと思います。

(1)が、先ほどご質問とご回答にありましたホットボルティングの件で、これは事実上はやらないのですが、可能性として残しておきたいということで、規格審査策定のプロセスとしてちょっと問題があるということが発覚しました。それで、現在、残すということに対して、分科会では必ずしも議事録等できちんと記載されて処理されていなかったという、その審査プロセスの問題がありますので、提案としては、高圧ガス保安協会の規格としてきちんとした確認をしていただいて、分科会の委員に残すということの確認を何らかの方法で取っていただいて、それが取ればホットボルティングは残すと。その確認がとれない場合はホットボルティングの項は削除する、そういう処置にさせていただきたいと思っております。

ただ、協会の規格策定は、時間的に色々な問題があつて、そう簡単に片づかないだろうと予想されますので、できればこの件は高圧ガス保安協会にどういう処置になったかということ事務局に確認していただいて、私預かりにさせていただいて、それを確認してホットボルティングを残すか残さないかということ処理すると。事実上は、現在のところは、ホットボルティングは使用しないということになっております。

そういう提案で、この中身についてはいかがでしょうかということをお諮りしたいと思います。この件について何かご質問はございますか。

辻委員から出ていますので、辻委員からご発言をお願いします。

○辻委員 附属書G、添付書類の最後のほうの241ページですが、これを見ますと、「気密試験をやったときのフランジ等の継手開放部のボルトの締付管理、ホットボルティングその他の入念な施工管理に関する規定・基準類が整備され」と、そういう書き方ですので、ホットボルティングがなくても、そのボルトの締付管理という中に含めることも可能かと思っておりますので、その対応で結構と思います。

○小林座長 ありがとうございます。

では、(1)の件はよろしいでしょうか。最終的には、事務局と委員長預かりということにさせていただくということで。ありがとうございました。

次に、(2)でご意見はございますでしょうか。保安電力の件ですが、荒居委員、いかがでしょうか。

○荒居委員 何で保安電力の確保を検査しないのですかという疑問ですが、昔、一度認められたものだというイメージは受けとっていますので、それは結構です。

○小林座長 はい。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に、(3)ですが、これは特に問題はないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、(4)ですが、これは中身がたくさんございまして、具体的には、13ページの①、②以下だと思いますけれども、その前に、12ページの下から3行目の文章で、「液化石油ガス岩盤貯槽以外の地上部の設備に係る技術基準に対応した」の後にも「技術基準に対応した」と重複していますので、そこは削除。

そして、よろしければ、13ページの下①3.2 耐震設計構造について、ケミカルアンカーの件ですが、そのご審議をお願いしたいと思います。ケミカルアンカーは使用なしという、これも辻委員のご指摘だったと思います。これは使用なしということによろしいですね。

○辻委員 はい。

○小林座長 さっきの吉川委員のご指摘で、質問に対して、「ケミカルアンカーは使用しません」と書いていただければ、それで十分だと思うのですが、その前に山ほど色々なことを書かれてしまうから、何が回答かよくわからないというのがさっきのお話だったと思いますが。これはよろしいですね。

②の気密性能ですが、これは大谷委員のご質問だったと思いますけれども。

○大谷委員 これはガス検知をやって漏えいは確認しているんじゃないかと。「必要はない」じゃなくて、「確認している」という話じゃなかったかなと思うのですが。

○福原補佐 保安検査として定期的に年1回やるかという意味では、必要はないということでございます。

○大谷委員 日常的に測っているという意味ですね。

○福原補佐 はい、そういう趣旨です。そこをもうちょっと丁寧に書いたほうがいいですか。

○大谷委員 「やっている」と書いたほうが安心はできますよね。

○福原補佐 はい、わかりました。

○辻委員 保安検査に関する部分は私のほうです。かぶせるような形で質問したものですから。それは普段の活動を検知でやっていますので。

○福原補佐 日常的に点検しているので、定期に年1回見る検査として規程する必要はないと考えております。もう少し丁寧に書かせていただきます。

○小林座長 よろしいでしょうか。

では、三宅先生、どうぞ。

○三宅委員 ②では、4.4と記載されているが、上の表では4.3になっている、どちらが正しい方に修正すべきです。

○小林座長 では、これは上の表が正しいので4.3に訂正させていただきます。すみません。

では、③の保安電力の件です。これはさきほど議論した内容と同じですね。

荒居委員、どうぞ。

○荒居委員 今度は技術的な話だと考えているのですが、平成13年の事前評価で、「妥当である」という判断と、今この時点で保安電力というものを実際に余裕空間の日数を使って確保してみせるといような検査をとらないでいいのかという判断は、別なのではないかと思うのですが。

これは私は知識が全くないので、一度ぐらい、2週間ある余裕の日数で電力を確保するということをやってみせているのでしょうか。送電線とか鉄塔などの損傷には色々な程度があると思いますけれども、2週間ぐらいでできる程度の安全を確保しようということでは理解はしているのですが、それで実際に何か工事をしたり、線を引っ張るとか、発電車をたくさんもってくるとか、そんなことをして、この余裕空間というのはこの程度の安全は本当に確保しているのですよというようなことが一度でもやられているのか。それがちょっと気になったのですけれども。

○説明者(高圧ガス保安協会) ただいまのご質問については、東日本大震災の経験からしても2週間程度の時間があれば大丈夫と考えています。詳細技術の審査においては、1週間程度では売電等が復帰できるということで、その倍の2週間分準備することで認めていただいております。ただし、JOGMECにおいて、今回の東日本震災を踏まえて、万が非常用の発電機の設置準備をしていると聞いております。なお、保安検査は、技術基準への適合状況を確認する検査の方法であるので、余裕空間を設けるという技術基準に対する検査の方法としては、当該検査の方法で問題は無いと考えております。

○小林座長 大震災の前の事前評価の答えと、大震災の後、色々安全確保のための対処の方法が変わるのは当然で、ご指摘のとおりだと思います。ご指摘の点は、今後自主的に対応していき、検討しますと、そういう範疇の話だろうと思います。

よろしいでしょうか。

○荒居委員 わかりました。

○小林座長 以上ですが、ぜひご確認いただきたいのは、14ページの今の③の下に、「以上の議論を踏まえ、本検査規格は、検査規格項目毎に示された具体的な手法や仕様について、それが審査時点で最も合理的かつ科学的なものであって、技術的に妥当なものであると認められる。」と、この文面に関しまして、先ほど修正のご指摘が幾つかございますが、本文をご指摘のとおり修正するという条件つきで、この最後の評価の結論をお認めいただけるということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございました。

それでは、全般で皆さん何かご意見はございますでしょうか。

吉川先生のご指摘は、審査の報告書にはこのとおりで、今後のワーキンググループのやり方として、少なくとも質問・回答の表に関してはもう少し確かな表現や答え方をすると。そのご指摘を議事録に残して、今後それを実行するというので、よろしいでしょうか。

○吉川委員 はい、結構です。

○小林座長 他に特に皆さんからご意見がなければ、これで終了したいと思います。

○大谷委員 すみません、今の評価書案の最後の17ページのところから、添付資料で、「運営について」というのがついているのですが、そこには「WGの検討・評価について」と書いてあって、最初のほうのページに戻ると、7ページあたりでもいいのですけれども、「審査・評価について」と書いてあるので、「審査」というのは言葉としてよくないのではないかと思います。

○小林座長 わかりました。さっき、「審査・評価」があつて、「審査」と「評価」を分けたのですが、運営要領では「検討・評価」になっていると。ご指摘のとおりです。

では、それは審査の要領書に合わせて言葉を直してください。ご指摘、ありがとうございました。

あとはよろしいでしょうか。

○越委員 前回欠席しておいて意見を言いづらいのですが、全体の構成が、吉川先生のご意見にもかかわるところがあるのですけれども、ちょっとわかりにくくて。それは多分前回欠席したせいでわかりにくいというのは非常にあるのですが、全体的に色々な質問があつて、その質問に対して色々検討しましたということだと思うのですけれども、一番最後の項目の4の評価のところ、例えば、13ページにしても、①、②というのがあるわけですが、例えば、耐震設計構造についてという、このことに対して質問があつたと。それに対して、その下に、こういう議論があつたということだろうと想像するのですけれども、そうすると、例えば、①の耐震設計構造についてという質問は、前の2. のところに全部書いてあるわけですね。

ですから、その対応づけをしていただくとっとわかりやすいのではないかと思います。読みやすいようにという意味で、対応づけをしていただければと思います。

○小林座長 ご指摘の点は、できる限り、前でご指摘いただいたことに対してどういう対応をしているかということがわかりやすいように……。

○越委員 はい。例えば、記号でa、b、c、dといった質問があるので、それをつけていただくとか、そんな格好にさせていただくと読みやすいかなと思います。

○小林座長 4章の記述で、耐震設計構造についてだったら、後ろに3章の何とかのと、そういうことです。

○越委員 はい、そうです。

○小林座長 では、ご指摘のように修正は加えさせていただきます。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○三宅委員 せっかくなので。形式的な話なのですけれども、例えば、日付ですとか、さっきの「KH K/JOGMEC」云々も、全角と半角が混在しているので、そこも形の上でぜひ統一的にと。

例えば、15ページの委員の名簿等も、全体がゴシック体なのが明朝体となっていたりとか、細かい話ですけれども、最後の評価書ということであれば、形式的なところもご注意いただければと思います。

○小林座長 あとはございませんでしょうか。よろしいですか。

では、ご注意いただいた点は編集上の問題ですので、事務局のほうできちんと対応させていただくということで、ありがとうございます。

それでは、この修正したものを皆さんにメールか郵送で最終確認はさせていただきますということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。これでワーキンググループの議事は終了でございますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○樋口補佐 本日は本当にありがとうございました。それでは、終了に当たりまして、高圧ガス保安室長の方からご挨拶をさせていただきます。

○川原室長 2回目のワーキンググループということで、年末、そして今回ということで、非常にお忙しいところを先生方にはお時間を取っていただきまして、短期的に、また、非常に中身の濃い大所高所からのご意見も頂きました。地震があった等もございまして、この安全に対する見方が非常に厳しくなっております。そういう意味で非常に貴重なご意見を頂いたと思っております。

これは私どものお話ではございませんけれども、本件はエネルギー政策的にも非常に重要な施設でございます。そういう意味で保安検査の規格が決まらないとエネルギー政策的にも影響があるという中で、今回、こういう形で、まだこの後に手続はございますが、おおむねまとめていただいたということで、委員の先生方には感謝をいたします。

幾つかご指摘の点がございました。今後でございますけれども、もう一度、先生方に評価書についてはきちっと見ていただきます。その上で、今後、告示として指定ということがございますので、その手続をご了解いただいた後に進めさせていただくことにさせていただきます。

最後でございますけれども、小林先生には座長をお務めいただきまして、また、各委員の先生に改めてお礼を申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○樋口補佐 それでは、これでWGを終了させていただきます。どうもありがとうございました。